

The Japan Neurosurgical Society  
 Permanent Office:  
 Ishikawa Bld.  
 5-25-16 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0033, Japan  
 TEL:81-3-3812-6226 FAX:81-3-3812-2090  
 TEL:81-3-3812-8092 (Editorial off.)  
 E-mail: jns@jnss.or.jp  
 E-mail: neuromed@jnss.or.jp (Editorial off.)



社団法人 日本脳神経外科学会

事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷5-25-16 石川ビル4F

電話：03-3812-6226 FAX：03-3812-2090

電話：03-3812-8092 (編集部)

E-mail: jns@jnss.or.jp

E-mail: neuromed@jnss.or.jp (編集部)

(社) 日脳外第 107 号-2

平成 23 年 12 月 26 日

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会

委員長 永井 良三 殿

社団法人日本脳神経外科学会 理事長 寺本 明

脳死検討委員会委員長 永廣 信治

### 脳死下での臓器提供施設類型の変更について

貴委員会から、平成 23 年 9 月 30 日付けで、ご依頼がありました脳死下での臓器提供施設類型である「日本脳神経外科学会の専門医訓練施設 (A 項)」に替わる新たな施設類型への変更に関して、以下のようにご回答申し上げます。

脳神経外科学会では、平成 23 年 4 月から専門医訓練プログラムが変更となり、従来の A 項、C 項の施設分類を廃止し、新たに基幹施設、研修施設および関連施設の 3 つの分類に改めました。基幹施設は、研修プログラムの中心となる大学病院などの特定機能病院または年間手術症例数が 200 以上あり、1 名のプログラム責任者と 3 名以上の指導医を有し、研修施設と関連施設を指導する充実した施設です。研修施設は、1 名の指導管理責任者と 2 名以上の指導医を有するものです。関連施設は、研修プログラムを補完するために、基幹施設のプログラム責任者が指定可能なもので、特に施設要件は定められていません。

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針 (ガイドライン) においては、臓器提供施設の要件である高度の医療を提供する施設類型の一つとして、「日本脳神経外科学会の専門医訓練施設 (A 項)」が定められており、当該施設の中で下記の一定の体制が整っている施設に限って臓器提供施設となっています。

今般の専門医訓練プログラムにおいては、旧 A 項施設の多くは、基幹施設または研修施設となっています。従って、新たな脳死下臓器提供施設の施設類型としては、「基幹施設または研修施設」とするのが適当かと存じます。なお、研修施設は現時点で 700 施設以上あり、旧 A 項施設だけでなく、多くの旧 C 項施設を含んでいます。臓器移植法のガイドラインにおいては、臓器提供施設に関する事項 (第 4) の中で、1) 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られ、施設内の倫理委員会等で臓器提供に関して承認が行われていることや、2) 適正な脳死判定を行う体制があること、などが前提条件として上げられています。改正臓器移植法下において脳死下臓器提供事例が急速に増加し、提供施設に大きな責任と時間的負担や人的負担がかかっている現状では、基幹施設または研修施設であって、臓器提供や脳死判定の体制が十分に整っている施設に限って提供施設となつていただくように配慮していただくと同時に、臓器提供施設の負担軽減に向けた方策を講じていただきたいと存じます。